

昭和五十四年六月十四日提出
質問 第四八号

学校法人日本大学における学生の自治、学生対策等に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年六月十四日

提出者 木島喜兵衛

衆議院議長 灘尾弘吉殿

学校法人日本大学における学生の自治、学生対策等に関する質問主意書

一九七八年六月十六日に提出した同題質問主意書に対する答弁には、かなり事実を反し、実態と異なる部分が見受けられたが、その後およそ一年間、日大当局と学生の動向を見守ってきた。

同大文理学部の検問体制は質問主意書提出後間もなく緩和され、また同大農獣医学部においては、通称「誠心会」の名で「活動」していた学生グループが、その後は「誠心会」の名を用いずに学園祭に参加する等、若干「改善」されたと見るべき点もあつた。

しかしながら、同質問主意書第三項に係る同大法学部三崎町校舎においては、学生対策に妥当性を欠く措置がとられ、ことに「ロック・アウト」を内容とする強硬策がとられた時点では、それに抗議する学生に「警備員」等が暴力をふるうなど、好ましくない事件すら発生している。

また、質問第二項の経済学部学生青木雅彦君の「事故死」に関しては、その後の調査により、少

なくとも同君の両親及び友人等関係者にとつて、その死因や背景について納得しえないものを多く残しており、「答弁」のような、一切解決済みとはいいかねる事態にあることが明らかになった。

学校法人日本大学は、連年、私立大学等経常費補助金の配分額第一位を占める大学である。その国民に対する責任の大きさに徴しても、真に「紛争」のない大学であらねばならない。

以上のことから、日本大学の真の正常化への対策は、極めて緊急を要すると考える。従つて、次の事項について質問する。

一 同大農獣医学部において、一九七八年十一月上旬開催の学園祭(三茶祭)に際して、同学部学生サークル社会科学研究会の企画に係る講演会を、講師(茶本繁正、青地晨の両氏)に難点ありとして不許可とし、講師を変更させた理由とその経緯について。

特に、右のことと一九六九年二月五日付「学部提案」以降、保障されたはずの学生自治活動と

の関係について。廃止されたはずの「学則三一条」準則との関係について。

二 一九七八年九月以降の同大法学部三崎町校舎における「ロック・アウト」を含む学生対策の詳細、とりわけ「警備員」等と学生との間に発生した暴力事件のてんまつについて。「警備員」によって暴行され重傷を負った同大法学部学生上原、鈴木両君の「告訴」の内容と、学部当局の対応について。

また、同大法学部の学生自治、学生対策の現状、正常化への展望について。

三 一九七八年同題質問主意書に対する「答弁」以後の同大法学部学生鈴木俊博君の容態と現況について。その後明らかになったであろう「焼身抗議」の目的・内容等について。

また、学部当局の同君と父兄への対処の仕方について。

四 同大経済学部学生青木雅彦君の「事故死」に関して、同君の両親及び関係者に対して一切の関係資料をととのえて責任者（理事・教職員・関係医師等）から説明する用意ありや。

五 現在、同大法学部、文学部、経済学部ほかと雇用その他の契約関係にある警備(保障)会社の社名、本社所在地、代表者氏名、日大に配置されている「警備員」の人数、現場責任者氏名、一切の手当を含む一人当たりの最低、最高、平均賃金(日額または月額)について、学部別に明らかにされよ。

右質問する。